

蟹江町企業再投資促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、企業の町外への流出防止及び雇用の維持拡大を図るため、町内に長年立地する製造業等を営む者に対する蟹江町企業再投資促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、蟹江町補助金等交付要綱（昭和53年蟹江町要綱第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 製造業等 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）において製造業及びソフトウェア業に分類される産業をいう。
- (2) 工場等 次のいずれかの分野の工場（製造業等の用に供する施設）又は研究所（産業分類において製造業に分類される産業に係る研究又は開発の用に供する施設）をいう。
 - ア 次世代自動車関連分野（自動車関連分野を含む。）
 - イ 航空宇宙関連分野
 - ウ 環境・新エネルギー関連分野
 - エ 健康長寿関連分野
 - オ 情報通信関連分野
 - カ ロボット関連分野
 - キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に基づく西尾張地域の集積業種の分野
 - ク その他町長が認める分野
- (3) 新設 新たに土地を取得し、工場等を建設することをいう。
- (4) 増設 次のいずれかに該当することをいう。
 - ア 既に事業を行っている敷地内に新たに工場等を建設すること。
 - イ 自ら所有する既存の工場等を増築すること。
 - ウ 自ら所有又は賃借する工場等において、事業の用に供する機械又は装置を一新すること。
- (5) 事業所 単一の経営主体のもと、一区画の土地を占めて人及び機械又は装置を有して経済活動が継続的に行われている場所的単位をいう。
- (6) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (7) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地を除く。）の取得に要する費用のうち、次に掲げる費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の合計額をいう。
 - ア 工場等の新設又は増設に係る工事に要する経費のうち、専ら生産、研

究又は開発の用に供する部分の建設に要する費用

イ 生産、研究又は開発の用に供する償却資産の取得に要する費用

(8) 常用雇用者 工場等を主たる勤務地とし、期間を定めず雇用される者をいう。

(9) 企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第2条第5号に規定する連結会社、同条第6号に規定する非連結子会社及び同条第7号に規定する関連会社をいう。

(10) 操業 第6条第1項の規定により提出された申請書に基づき、工場等において事業活動を行うことをいう。

（補助事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、町内において工場等の新設又は増設をする事業で、愛知県新あいち創造産業立地補助金（Aタイプ）の補助事業として県知事の認定を受けた事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、町長が補助金を交付することが不適當であると認める事業は、補助事業としない。

（補助事業者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 町内において10年以上立地し、かつ、県内において20年以上立地している者のうち次のいずれかに該当する者

ア 25人以上の常用雇用者を有する中小企業者で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が1億円以上であり、かつ、原則として補助事業に係る補助金交付期間中、25人以上の常用雇用者数を維持すること。

イ 100人以上の常用雇用者を有する企業（中小企業者を除く。）で、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用の合計額が25億円以上であり、かつ、原則として補助事業に係る補助金交付期間中、100人以上の常用雇用者数を維持すること。

(2) 過去に同一の工場等の同一事業において補助金及び愛知県新あいち創造産業立地補助金の交付を受けた者でないこと。

(3) 補助事業に係る工場等の操業を第6条第1項の規定による申請書の提出の日から3年以内に開始できる者であること。

(4) 町税及び県税の滞納がない者であること。

(5) 蟹江町暴力団排除条例（平成23年蟹江町条例第12号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、工場等の新設又は増設に伴う固定資産取得費用とし、補助金の額及びその限度額は、次の表のとおりとする。

区 分	補助金の額	補助金の限度額
前条第1号アに該当する場合	補助対象経費の10パーセントに相当する金額以内	2億円
前条第1号イに該当する場合	補助対象経費の5パーセントに相当する金額以内	1億円

- 2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 過去に補助金の交付対象となった工場等がある企業グループの事業所の敷地内に当該企業グループの企業（補助金の交付を受けた者を含む。）が工場等の新設又は増設をする場合の補助金の総額は、当該企業グループで2億円を限度とする。ただし、連結財務諸表規則第2条第8号に規定する持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額を算定する。
- 4 補助金は、予算の範囲内において交付するものとする。

（認定の申請及び決定）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、蟹江町企業再投資促進補助事業認定申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて、工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日（工場等の建物を新たに賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前までに、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助事業の認定の可否を決定し、蟹江町企業再投資促進補助事業認定可否決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。
- 3 町長は、前項の審査を行うに当たっては、愛知県新あいち創造産業立地補助金審査会議の意見を尊重するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定により補助事業の認定の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、当該認定に必要な条件を付することができる。

（届出の義務）

第7条 前条第2項の規定により補助事業の認定を受けた補助事業者（以下「認定事業者」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、速やかに当該各号に定める書類を町長に届け出なければならない。

- (1) 工場等の新設又は増設に係る工事に着手したとき 工場等の新增設工事着手届（様式第3号）
- (2) 工場等の新設又は増設に係る工事が完了したとき 工場等の新增設工事完了届（様式第4号）
- (3) 補助事業に係る工場等が操業を開始したとき 工場等の操業開始届（様式第5号）

（補助事業の変更）

第8条 認定事業者は、補助事業の内容に変更（軽微な変更を除く。）があるときは、町長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする認定事業者は、蟹江町企業再投資促進補助事

業認定内容変更承認申請書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、蟹江町企業再投資促進補助事業認定内容変更承認通知書（様式第7号）により当該認定事業者に通知するものとする。

（認定の取消し）

第9条 町長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の計画に著しい変更があったとき。
- (2) 補助事業に係る工場等の操業を開始した日から補助金が交付されるまでの間に当該工場等の操業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により、補助事業の認定を受けたとき。
- (4) 町税を滞納したとき。
- (5) 法令若しくはこの要綱の規定又は第6条第4項の規定により補助事業の認定の際に付した条件に違反したとき。
- (6) 著しく信用を失墜する等町との信頼関係を損なう行為を行ったとき。
- (7) 補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に補助事業に係る工場等の操業を開始しなかったとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

- 2 町長は、前項の規定により補助事業の認定を取り消すときは、蟹江町企業再投資促進補助事業認定取消通知書（様式第8号）により当該認定事業者に通知するものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第10条 認定事業者は、補助金の交付を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（地位の承継）

第11条 認定事業者に合併、分割等による変更が生じたときは、当該認定事業者が他の者に補助事業を承継し、かつ、当該補助事業が継続して行われる場合に限り、前条の規定にかかわらず、町長の承認を受け、当該認定事業者の地位を承継することができる。

- 2 前項の規定により認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかにその事実を証する書面を添えて、蟹江町企業再投資促進補助事業承継承認申請書（様式第9号）を町長に提出しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、蟹江町企業再投資促進補助事業承継承認通知書（様式第10号）により当該地位を承継しようとする者に通知するものとする。

（操業継続期間）

第12条 認定事業者は、当該補助事業に係る工場等の操業を、操業開始日から

5年間継続しなければならない。

(交付の申請等)

第13条 認定事業者が補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から1年以内（町長がやむを得ない事情があると認めるときは、町長が定める日まで）に、蟹江町企業再投資促進補助金交付申請書（様式第11号）に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、蟹江町企業再投資促進補助金交付決定通知書（様式第12号）により当該認定事業者に通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、補助金の交付目的を達成するため必要と認めるときは、当該交付に必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第14条 前条第1項の申請書は、補助事業の実績報告書を兼ねるものとする。

(補助金の交付)

第15条 認定事業者は、第13条第2項の規定による補助金の交付決定の通知を受けたときは、速やかに蟹江町企業再投資促進補助金交付請求書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 補助金の交付は、補助金額が1億円を超えるときは、2年度に分割して交付することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第16条 町長は、補助金の交付決定を受けた認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 第9条第1項第3号から第6号までの規定に該当するとき。

(2) 第12条に規定する期間内に当該工場等の操業を著しく縮小し、休止し、又は廃止したとき。

(3) 第4条第1号に規定する要件を満たさないと認めるとき。

(4) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、町長が補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させるときは、期限を定めて命ずるものとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた者は、町長が定める返還期限までに補助金を返還しなければならない。

4 第2項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき、第7項に規定する割合で計算した加算金を町に納付しなければならない。

- 5 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、認定事業者の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てるものとする。
- 6 認定事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを第3項に規定する町長が定める期限までに返還しなかったときは、当該期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納額につき、次項に規定する割合で計算した遅延利息を町に納付しなければならない。
- 7 第4項及び前項に規定する加算金及び遅延利息の割合については、蟹江町税条例（昭和37年蟹江町条例第5号）の延滞金の計算の例による。
- 8 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（財産処分の制限）

第17条 認定事業者は、補助事業により取得した固定資産を、町長の承認を受けることなく補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過した場合は、この限りでない。

（報告及び立入調査）

第18条 町長は、特に必要があると認めるときは、認定を受けようとする補助対象者又は認定事業者に対して必要な報告を求め、又は当該職員をして当該工場等への立入調査をさせることができる。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年6月5日から施行する。
- 2 工場等の新設又は増設をする者が平成29年6月5日から平成29年7月31日の間に工事に着手する場合における第6条第1項の適用については、「工場等の新設又は増設に係る工事に着手する日（工場等の建物を賃借する場合は、その契約を締結する日）の30日前まで」とあるのは「平成29年6月30日まで」とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている申請書その他の用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。